

大阪市入札参加有資格者の皆様へ

平成25年8月から、

**事後審査資料等を提出しない落札候補者に対し、
指名停止措置(入札参加停止措置_{*})を行います。**

***平成25年4月1日から措置名称を変更します。**

平成25年8月1日以降に公告する事後審査型制限付一般競争入札の案件から、事後審査資料又は低入札価格調査根拠資料を提出しない落札候補者には、指名停止措置（入札参加停止措置）を行います。

ただし、本市がやむを得ない理由があると認め、「てん末書」の提出があったときは、措置の対象外とします。

※やむを得ない理由

大阪市へ入札書を提出後に次の事象が発生し、契約の履行ができなくなった。

- ・他の公共工事を落札した又は技術者の死亡等により、技術者を配置できなくなった。
- ・代表者の死亡等により、営業活動を継続できなくなった。

● 対象とする案件

大阪市が発注する、

「工事請負」、「物品調達」及び「測量・建設コンサルタント等業務委託」のすべての入札案件

※ ただし、「測量・建設コンサルタント等以外の業務委託については、平成26年4月から実施予定。

● 実施時期

平成25年8月1日以降の入札公告案件から適用します。

詳しい取扱いについては、今後、お知らせいたします。

平成25年3月

大 阪 市